

INFORMATION

【第114回判例研究会】（認定研修）

今回は、相続税と所得税の二重課税についての判例で、相続により承継した債務の債務免除益に対する所得税の課税の是非が争われた事例です。

【題材】東京高等裁判所 令和6年1月25日判決（令和5年（行コ）第105号）

東京地方裁判所 令和5年3月14日判決（令和元年（行ウ）第615号）

会場参加では、弁護士・司法書士の先生方とも深い議論ができたり、他の税理士の考察を聞くことができたりとおすすりめです。

◆日 時：令和6年8月6日（火）

18：30～20：30（開場18：15）

◆場 所：神奈川青年税理士クラブ 事務局（定員15名）

神奈川県横浜市神奈川区台町7-2ハイツ横浜 205号

Zoomによるオンライン参加（定員80名）

研修日時が近くなりましたらZoomIDをご案内いたします。

※会場（事務局）参加には人数制限がございます。お早目のお申し込みをお願いいたします。

◆講 師：中村 裕弁護士・青税 稲葉 啓会員

※状況により、開催方法の変更や延期となる可能性があります。必ず下記よりお申し込み下さい。変更となった場合は、お申し込み者にご案内いたします。

参加人数の把握とレジュメの送信など各種ご案内のため、下記URLまたは右QRコード（Google フォーム）より事前にお申し込みをお願いいたします。

【申し込み期限：8月5日（月）】

<https://forms.gle/gn576MKVeebX43oX7>



上記URLでのお申し込みが難しい場合は、下記に記載のうえ、メールまたはFAXにてお申し込みください。

氏 名

E-MailまたはFAX

登録支部および登録番号

支部

番号

※税理士未登録の方は、未登録とご記載ください。

どちらかに○をつけてください

会場参加

Zoom参加

【申込先】

E-Mail：kanagawaozei.kenkyu@gmail.com FAX：045-330-5907

次期研究部長予定者 古閑 千枝